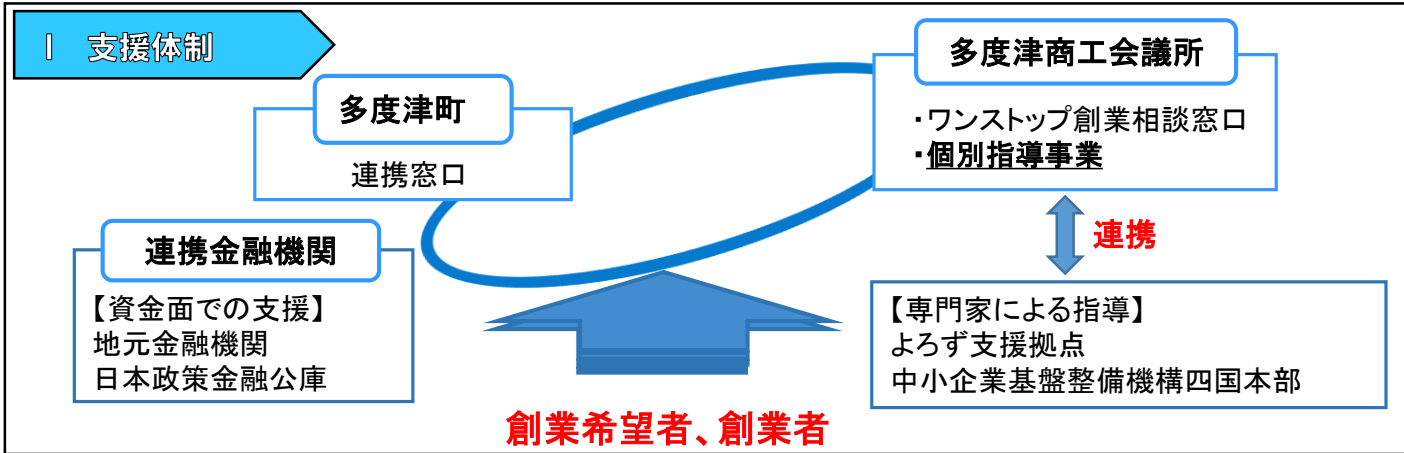


多度津町創業支援事業のご案内

このたび、多度津町では、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定しました。創業予定の方や、創業されて間もない方(創業後5年未満)については、以下の体制・制度にて支援を行いますので、是非ご活用ください。



II 各機関の役割

①多度津町

多度津町産業課に、創業者向けの「連携窓口」を設置します。創業者からの相談を受け、多度津商工会議所等の連携機関と連携をとりながらアドバイスを行います。

②多度津商工会議所

創業者向けの「ワンストップ創業相談窓口」を設置します。様々な相談に経営指導員が対応し、関係機関と連携しながら、問題解決や事業計画策定までの支援を行います。

あわせて、「個別指導事業」を実施します。この事業は、創業支援事業計画における**特定創業支援事業**に該当し、1ヶ月以上にわたり4回以上の指導を受けることで、下記の優遇措置を受けることができます。※優遇措置を受けるには、「特定創業支援事業を受けたことの証明書」が必要です。証明手続きは多度津町産業課で行います。

III 優遇措置

※特定創業支援事業の支援を受けたことの証明書が必要です。

①登録免許税の軽減

株式会社又は合同会社の場合…資本金の0.7%→0.35%

合名会社又は合資会社の場合…1件につき6万円→3万円

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円→7.5万円、合同会社設立は6万円→3万円 に減額。

※創業5年未満の個人事業主が会社を設立する場合も対象となります。

※一般社団法人及び一般財団法人の設立や、会社設立後の方が組織変更を行う場合等は対象外です。

②融資の早期利用可能

創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用可能となります。

③日本政策金融公庫の新創業融資制度の利用における優遇

本来、創業資金総額の1/10以上の自己資金が確認できることが必要ですが、充足しているとみなされます。

※別途審査があります。創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

④日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

新規開業資金をご利用の際に、利率が基準利率から-0.4%低減されます。

これらの優遇制度以外にも、国や県が実施する助成・補助制度において、特定創業支援事業を受けていることが要件となる場合や、審査における加点要素となる場合があります。

■お問い合わせ先

多度津町産業課
多度津商工会議所

TEL:0877-33-1113
TEL:0877-33-4000

E-Mail:sangyou@town.tadotsu.lg.jp
E-Mail:tadotsuyeg@tadotsucci.net